

国立大学法人奈良教育大学教職員採用・退職等規則

平成16年4月1日  
制 定

改正 平成19年3月23日規則第37号

改正 平成20年5月23日規則第52号

改正 平成27年3月27日規則第28号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人奈良教育大学教職員就業規則（平成16年奈良教育大学規則第43号。以下「教職員就業規則」という。）第14条の規定に基づき、教職員の採用・退職等に関する事項について定めることを目的とする。

(適用される教職員)

第2条 この規則は、教職員就業規則第3条第1項に規定される教職員に適用する。

2 前項の教職員の職種及び職名は別表に定める。

第2章 採用

(採用の原則)

第3条 国立大学法人奈良教育大学教員の就業に関する規則（平成16年奈良教育大学規則第44号）第2条に定める教員（以下「教員」という）の採用は、選考により学長が採用する。

2 事務系職員の採用は、原則として競争試験によるものとし、近畿地区国立大学法人等職員統一採用試験（以下「採用試験」という）の合格者の中から学長が採用する。

3 前項にかかわらず、教職員のうち、次の各号に掲げる者については、選考により学長が採用する。

- 一 採用試験の対象となっていない教職員
- 二 その他競争試験による採用が困難な教職員

(公募制の原則)

第4条 教職員を選考により採用しようとする場合には、人事の透明性・公正性を確保するため、原則として公募制によることとする。

(大学教員の採用)

第5条 大学教員の採用の方法は、選考によるものとし、その選考は、国立大学法人奈良教育大学教員選考規則（以下「教員選考規則」という。）に定める基準により教授会及び教育研究評議会の議を経て、学長が行う。

2 削除

(附属学校教員の採用)

第6条 附属学校教員の採用の方法は、選考によるものとし、その選考は、附属校園長の推薦に基づき、学長が行う。

(事務系職員の採用)

第7条 競争試験による事務系職員の採用の方法は、採用試験合格者のうち本学採用を希望する者に対し、面接を行い、総合的に判断し、学長が選考する。

2 試験合格者に対して、必要に応じて面接以外に実地試験を課することができる。

(その他教職員の採用)

第8条 その他教職員の採用は、書類選考、筆記試験及び面接試験のうちいずれか一以上の方法により行うものとする。

### 第3章 昇任及び降任

(教職員の昇任)

第9条 大学教員の昇任の方法は、選考によるものとし、選考規則に定める基準により教授会及び教育研究評議会の議を経て、学長が行う。

2 前項に規定する大学教員以外の教職員の昇任については、国立大学法人奈良教育大学評価規則による勤務評価の結果その他総合的な能力の評価により学長が行う。

(降任)

第10条 教職員は役員会の審査の結果によるものでなければ、降任されることはない。

2 教職員就業規則第12条第1項第1号の規定により教職員を降任させることができる場合は、評価規則による勤務評価の結果その他教職員の勤務成績を判断するに足ると認められる事実に基づき、勤務成績の不良なことが明らかな場合とする。

3 教職員就業規則第12条第1項第2号の規定により教職員を降任させることができる場合は、学長が指定する医師2名によって、長期の療養若しくは休養を要する疾患又は療養若しくは休養によっても治癒し難い心身の故障があると診断され、その疾患又は故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかな場合とする。

4 教職員就業規則第12条第1項第4号の規定により教職員を降任させることができる場合は、教職員の適格性を判断するに足ると認められる事実に基づき、その職務に必要な適格性を欠くことが明らかな場合とする。

### 第4章 試用期間

(試用期間)

第11条 教職員就業規則第8条ただし書きに規定する国、地方自治体に準ずる関係機関とは、人事院規則8-12第26条第1項第2号に規定する機関をいう。

2 前項の試用期間終了前に学長が別段の措置をしない限り、その期間が終了した日の翌

日において、当該教職員は正規の教職員となるものとする。

#### (試用の延長)

第12条 試用期間の開始後6月間において実際に勤務した日数が90日に満たない教職員については、その日数が90日に達するまで試用期間は引き続くものとする。ただし、期間は、当該試用期間の開始後1年を超えないものとする。

### 第5章 解雇

#### (解雇)

- 第13条 教職員は役員会の審査の結果によるものでなければ、解雇されることはない。
- 2 教職員就業規則第23条第1項第1号の規定により教職員を解雇することができる場合は、評価規則による勤務評価の結果その他教職員の勤務成績を判断するに足ると認められる事実に基づき、勤務成績の不良なことが明らかな場合とする。
  - 3 教職員就業規則第23条第1項第2号の規定により教職員を解雇することができる場合は、学長が指定する医師2名によって、長期の療養若しくは休養を要する疾患又は療養若しくは休養によっても治癒し難い心身の故障があると診断され、その疾患又は故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかな場合とする。
  - 4 教職員就業規則第23条第1項第3号の規定により教職員を解雇することができる場合は、教職員の適格性を判断するに足ると認められる事実に基づき、その職務に必要な適格性を欠くことが明らかな場合とする。
  - 5 教職員就業規則第23条第1項第4号の規定により教職員のうちいずれかを解雇するかは、学長が、勤務成績、勤務年数、その他の事実に基づき、公正に判断して決定する。

### 第6章 事務取扱及び事務代理

#### (事務取扱の命免)

第14条 学長は、管理又は監督の地位にある職を占める教職員に欠員が生じた場合、必要に応じて事務取扱の命免を行うことができる。

#### (事務代理の命免)

- 第15条 学長は、管理又は監督の地位にある職を占める教職員の病気療養及び海外渡航に伴い、事務代理の命免を行うことができる。
- 2 前項の管理監督の職にある教職員は、国立大学法人奈良教育大学教職員給与規則（平成16年奈良教育大学規則第48号）第22条に定める管理職手当の支給を受けるものとする。

#### (病気療養に伴う事務代理の命免)

第16条 病気療養に伴う事務代理の命免は、診断書等に基づく病気の程度、療養期間等を考慮し、次の各号の一に該当する場合に行うものとする。

- 一 病気療養者と連絡をとることが困難な場合
- 二 病気療養者が職務上の判断能力に欠ける状態であると思料される場合
- 三 療養期間がおおむね一月以上にわたると予想される場合
- 四 学長が事務代理を置くことについて特に必要があると認めた場合

(海外渡航に伴う事務代理の命免)

第17条 海外渡航に伴う事務代理の命免は、渡航先国、渡航期間等を考慮し、次の各号の一に該当する場合に行うものとする。

- 一 渡航者と連絡をとることが困難な場合
- 二 渡航期間が30日以上にわたり業務に支障が生ずると予想される場合
- 三 学長が事務代理を置くことについて特に必要があると認めた場合

## 第7章 採用、退職等の手続

(人事異動通知書の交付)

第18条 学長は、次の各号の一に該当する場合には、教職員に人事異動通知書(以下「通知書」という。)を交付する。この場合、その異動を発令した時にその効力が発生するが、教職員がその異動を了知するまでの間は、当該教職員の不利益になるように取り扱うことは許されない。

- 一 教職員を採用し、昇任させ、配置換えし、又は期間を更新した場合
- 二 期間を定めて採用された教職員が期間の定めのない教職員となった場合
- 三 兼務を行い、又はこれを解除した場合
- 四 兼務が終了した場合
- 五 教職員に附与される職務に関する名称が変更され、又は附加され、若しくはなくなった場合
- 六 教職員を復職させた場合又は休職の期間の満了によって教職員が復職した場合
- 七 教職員を出向させる場合
- 八 教職員を当然解雇する場合
- 九 教職員が退職した場合(解雇の場合を除く。)
- 十 教職員が定年退職をする場合

第19条 学長は、次の各号の一に該当する場合には、教職員に通知書を交付して行わなければならない。この場合、通知書を交付した時にその効力が発生する。

- 一 教職員を降任させる場合
- 二 教職員を休職にし、又はその期間を更新する場合
- 三 教職員を解雇する場合

(通知書の交付を要しない場合)

第20条 次の各号の一に該当する場合には、前2条の規定にかかわらず、通知書に代わる文書の交付その他適当な方法をもって通知書の交付に替えることができる。

- 一 規則の改廃による組織の新設、変更、廃止等に伴う教職員の配置換の場合
- 二 第19条第4号、第5号及び第9号に掲げる場合で通知書の交付によらないことを  
適当と認める場合
- 三 前条各号に掲げる場合で通知書の交付によることができない緊急の場合。なお、こ  
の場合、通知書の交付に代わる方法による通知が到達した時にその効力が発生する。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 第5条の規則が定められるまでの間は、従前例により選考を行う。

附 則（平成19年規則第37号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年規則第52号）

この規則は、平成20年5月23日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則（平成27年規則第28号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

別表 職種及び職名（第2条第2項関係）

職 種	職 名
大学教員	教 授
	准 教 授
	専 任 講 師
	助 教
	助 手
附属学校教員	教 頭
	主 幹 教 諭
	教 諭 養 護 教 諭 栄 養 教 諭
事務職員	事 務 局 長
	課 長 室 長 事 務 長 主 幹
	副 課 長
	職 制 係 長
	職 制 主 任
	一 般 職 員
施設系技術職員	課 長
	副 課 長
	技 術 系 係 長
	施 設 系 主 任
	技 術 職 員
図書系事務職員	図 書 系 係 長

	図書系係員
技能系職員	用 務 員
	労務作業員
	炊 夫
医療系技術職員	栄 養 士
	看 護 師